

# 経営事項審査申請用の「加入・履行証明書」発行要領

(契約後 1 年未満)

## 新規共済契約者の皆様へ

— 契約後 1 年未満で「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」が必要になった場合 —

公共工事の入札に参加するための経営事項審査（以下経審という）において、建設業退職金共済制度に加入し、共済証紙の適正な購入・共済手帳への適正な証紙の貼付など履行している場合に限り、加点評価されます。この加点を受けるためには、経審申請時に、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（以下加入・履行証明書という）の提示が必要です。

「加入・履行証明書」が必要な契約者の方は、当支部へ加入・履行証明願を提出してください。（証明書の提示がなくても経審を受けることはできます。ただし、加点評価はされません。）

なお、「加入・履行証明書」を発行するには、次の要件を満たす必要があります。

### 1. 加入・履行証明書の発行要件

- (1) 経審を受ける審査基準日現在（直前決算日）において、建設業退職金共済制度に加入していること。
- (2) 加入日から証明を受ける時点までに、適正な共済証紙の購入、または、元請から共済証紙の受入があること。
- (3) 公共・民間工事を問わず、被共済者全員について就労した全日数分（加入日から証明を受ける月の前月までの就労日数分）の共済証紙が共済手帳に貼付されていること。  
なお、共済証紙の購入及び元請からの共済証紙の受入れと、被共済者の状況等を確認した後、必要に応じて出勤簿（写し）の提出を求めることがございます。
- (4) 下請を使用している場合は、共済証紙の現物交付が適正に行われていること。また、被共済者が 0 人の場合は、決算期間内に、共済証紙の購入及び下請への共済証紙の現物交付が適正に行われていること。
- (5) 下記の 2. 加入・履行証明書の発行手続きの (1) 「提出書類」については、全て作成のうえご提出いただくこと。また、(2) の「照合確認のための提示書類」について不足がないこと。

## 2. 加入・履行証明書の発行手続き

※窓口にお見えになる場合は、持参した書類の説明ができる方をお願いいたします。

### (1) 提出書類

- ① 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 **(必ず2部作成してください)**
- ② 共済証紙受払簿 **(写し)**
- ③ 共済手帳受払簿 **(写し)**
- ④ 共済証紙の現物交付がある場合は「共済証紙現物交付書」又は、「共済証紙受領書」 **(写し)**

※上記④の書類がない場合は、その代替りとなる書類（受渡しをした日付、日数及び会社名が確認できるもの）をご提出ください。

### (2) 照合確認のための提示書類

- ① 事業年度終了報告書の中の「直前三年の各事業年度における工事施工金額」又は、「経営事項審査申請書の中の工事種別完成工事高」 **(写し)**
  - ② 事業年度終了報告書に添付する財務諸表の中の「損益計算書」 **(写し)**
  - ③ 直前決算期間から現在までの「掛金収納書」 **(写し)**
- ※上記①、②はともに経審を受ける審査基準日（直前決算日）の完成工事高が記載されているものをご提示ください。

3. 入札参加資格審査申請用の、加入・履行証明願については、申請する審査基準日をご確認のうえ、当支部へお問い合わせください。

4. 証明手数料 一通800円

5. 受付時間 平日 午前9時～午前11時 午後1時～午後4時  
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始はお休みです。

6. **郵送による受付については、埼玉県建設業協会ホームページを参考としてください。**

7. 発行場所 建退共埼玉県支部

さいたま市南区鹿手袋4-1-7 (埼玉建産連会館2階)

TEL 048-861-5111 FAX 048-861-5376